

〈研究ノート〉

日本における多文化ソーシャルワーカー の育成の必要性について

——アメリカにおける多文化ソーシャルワークの実践事例より——

寶 田 玲 子*

The importance of training multicultural social workers in Japan

——based on a multicultural social work practice of the US——

Reiko Hoda

要旨：本稿では、滞日している外国籍住民の多様な生活課題に対応するために、多文化ソーシャルワークの効果と重要性について論じている。日本でも、今や外国人の流入によって、多文化共生社会が構築されてきている。このような日本社会の変化を受けて、国や地方自治体などの行政は外国籍住民が抱える生活問題解決のために、多文化ソーシャルワーカーの育成を重要視している。いくつかの地方自治体では、ボランティア団体やNPOと協働して、多文化ソーシャルワーカーの養成事業を開始しているところもある。

本稿では、アメリカにおける多文化ソーシャルワークの実践事例を紹介するとともに、改めて社会福祉士養成教育における多文化ソーシャルワークの教育が急務であることを強調した。

Abstract： This article describes the effectiveness of a multicultural social work approach in order to resolve the social problems of foreign residents. The influx of foreign residents in Japan is creating a multicultural society. Based on this social change, several local governments recognize the importance of multicultural social workers who can help resolve the foreign residents' social problems. They are implementing multicultural policies with voluntary organizations and NPOs, as well as developing the social work training programs that specialize in multicultural situations.

The multicultural practice approach of the US has been introduced in this article. Consequently, this paper emphasizes that developing multicultural social work training programs is a critical issue in professional education.

Key words： 多文化ソーシャルワーカー multicultural social worker 外国籍住民 foreign resident
アウトリーチ outreach 多文化ソーシャルワーカー養成講座 social work training
program in multicultural situations 社会福祉士養成教育 social work professional education

* 関西福祉科学大学社会福祉学部 講師

はじめに

世界経済のグローバル化、国際化に伴い、日本に滞在する外国人は年々増加している。外国人の増加は大都市に限らず、地方でも異なった言語を話す人びとを見かけることも多くなっている。日本に滞在する外国籍住民とともに生活する機会が増えてきたことにより、異なった文化や習慣のちがいをもち人びとが直面する様々な生活課題が増え、また問題も多様化してきている。外国籍住民の多様化した生活の問題に対応するために、行政や地域で様々な取り組みがなされている。そのような取り組みのなかで、外国籍住民が抱える生活問題の解決やコミュニティワークといったソーシャルワークのアプローチを実践する多文化ソーシャルワーカーが、新しい支援の担い手としてその必要性が重視されてきている。

本稿では、前回(2008)で論じた日本での外国籍住民の現状や問題について踏まえた上で、多文化ソーシャルワークの定義について述べるとともに、多文化ソーシャルワークのアプローチの必要性について考えていきたい。また、多文化ソーシャルワーク実践の一例として、アメリカでの実践事例を紹介するとともに、日本での外国籍住民に対する政策や多文化ソーシャルワーカーの育成に向けた動きについても取り上げ、考察を深めていくこととする。

多文化ソーシャルワークとは何か

石河(2003)によると、多文化ソーシャルワークとは「多様な文化的背景をもつクライアントに対するソーシャルワーク」を意味している。つまり日本人だけでなく、外国籍をもつ日本以外の多様な文化的背景をもつ人々を支援するソーシャルワークを示している。ソーシャルワーカーが日本人の場合、自分がクライアントと異なる文化に属しながら援助関係を築いていくことが必要となる。また、クライアントが自分の文化と異なった生活環境で生活する

ことにより起こる心理的、社会的課題にワーカーが対応していくソーシャルワークの実践を多文化ソーシャルワークと呼んでいる(石河、2006)。

多文化ソーシャルワーカーとは、多文化ソーシャルワークを実践する支援者のことを指している。他のソーシャルワーク実践と同じで、クライアントに直接働きかけていくのと同時にクライアントが属する周りの環境にも働きかけていく実践者である。特に外国籍住民の抱える問題や課題は、多岐にわたっており、適切な社会資源やソーシャルネットワークに繋げることで、問題が軽減されるケースも多い。

石河(2006)は、多文化ソーシャルワーカーには大きく分けて二つのタイプが考えられると分析している。一つはワーカー自らがクライアントの文化や言語に属しており、さらに日本の文化や日本語にも精通しているワーカーである。例えば、日系ブラジル人で日本語も母国語のブラジル・ポルトガル語も両方堪能で両方の文化をよく知っており、コミュニティリーダーとしても信頼されている人びとである。もう一つは、日本人ではあるが、多様な文化的背景をもつクライアントに対応できるワーカーである。その場合、クライアントの母国語で話ができることやその文化に精通していることが大切であるが、必ずしも母国語ができなくてもクライアントを当事者のコミュニティやソーシャルネットワークに繋げることでできる社会資源をよく理解しており、かつ文化的な配慮を意識したソーシャルワーク・アプローチができる人びともこれに定義される(石河、2006)。

アメリカにおける

多文化ソーシャルワーク実践の例

日本でも滞日外国人の増加とともに、外国籍住民が抱える問題がようやく一つの取り組むべき課題として認識されてきているが、多民族国家で多文化社会であるアメリカでは、すでに多様性(diversity)や多文化的アプローチ(multicul-

tural approach)といわれる概念についてソーシャルワーク教育のなかで多く取り入れられている。アメリカでは、多文化共生の多様性に日常生活の課題のなかでぶつかるとも多く、多様性に対して人びとの意識のなかで比較的慎重かつ繊細に扱われることが多い。そのなかで、筆者が実践していたアメリカのミシガン州にある大学機関での留学生とその家族への支援を中心としたソーシャルワーク実践事例を紹介することとする。

ミシガン大学インターナショナルセンターでの実践事例

筆者が所属していたミシガン大学インターナショナルセンターは、主にミシガン大学に留学している留学生やその家族などがアメリカの大学生活やアメリカ文化に適應できるように支援を行ったり、ビザ（査証）のステータス（種類）や医療保険などの確認、またそれらに関する情報提供などを行う大学の機関である。筆者はそこでのスタッフとして勤務し、留学生へのオリエンテーションを行ったり、生活ガイドツアー（生活用品などの買い物ツアーなどの引率や店などの情報冊子の作成を行う）や様々なレクリエーション、交流会の企画など留学生の生活全般にかかわる支援活動を行っていた。そのなかで、アメリカの医療問題のトラブルに巻き込まれる留学生が多いことから、最終的に医療に関する実際的な支援を行うワーカーとしてソーシャルワーク実践を行った。そこでは英語のみならず多言語で相談にのることもあり、多文化的にセンシティブに対応していく技術や知識が強く求められた。

筆者が行っていた医療保険コーディネーターとしての主な役割は次の通りである。

ミシガン大学 インターナショナルセンター
医療保険コーディネーターの主な役割

- ・医療保険に関するオリエンテーションおよび保険の登録手続き

- ・保険会社ならびに病院・診療所との折衝、仲介
- ・医療に関する相談、援助
- ・留学生家族へのアウトリーチ・多言語による医療保険に関するワークショップ

筆者がセンターに所属するまで、ミシガン大学のインターナショナルセンターでは、ソーシャルワーカーを雇用し、ソーシャルワーク実践を全面的に打ち出した支援活動を積極的に行っていなかった。筆者は、そこで配属された医療保険コーディネーターの役割を担っていくなかで、医療問題を中心とした実際の援助をコンサルテーションしているだけでなく、多くの生活支援に柔軟に留学生自身、そして留学生を取り囲む環境に働きかけていくソーシャルワーク実践の必要性を強く感じるがあった。

ミシガン大学のインターナショナルセンターでは、全ての留学生が大学での勉強が始まるまでに、まずセンターでのオリエンテーションを受けることになっていた。留学生たちには、オリエンテーションの中で留学生やその家族が感じる文化的な経過について説明を行い、カルチャーショックに対する経過とその適應について話し合う機会を設けていた（表1参照）。

留学生の中には、国家を代表する一員として国費で留学してきているものもいれば、何とか貯金して家族ともども移住してきた留学生など、留学してきた背景はさまざまであった。留学生支援で特徴的だったのは、医療に関することだけでなく、実際の学校生活にかかわる生活支援が非常に多かったことである。例えば授業のこと、学校生活のこと、様々な法制度や経済的支援などがそうである。そのために、最初は情報提供やガイダンス的な支援を行うことが多かった。しかし、その中身を少しずつ突き詰めていくと、環境への不適應や、孤立、言葉の問題、家族関係などからくる抑うつ状態や摂食障害などメンタルな部分が一因となることも多く、それにより経済的困難や学校生活への不適

表 1 留学生やその家族が感じる文化的な経過

※ミシガン大学インターナショナルセンターでは、留学生が入学してきた際のオリエンテーション時にカルチャーショックに対する経過とその適応について説明を行っている。

時期	本国内	渡米 1 ヶ月	2 ヶ月	3 ヶ月	4~5 ヶ月	6 ヶ月
態度 気持ち	期待	陽気	混乱、多忙、我慢できない、幻滅	落胆、いらいら	徐々に回復	平常
主な行事	計画をたてる、荷物を梱包、送迎会などの開催	新しい住居、学校、仲間、風景、オリエンテーション、授業の開始	授業の開始、聞きなれない音、匂い、食べ物、言葉、レポートや小テスト	言語の勉強の後退、停止、安心と感じられる活動を探す、中間試験、成績発表	授業の様子を受容できるようになる、期末試験	普通に授業に参加できるようになる
行事に対する感情	興奮、やる気、未知へのちょっとした不安、家族や友人を故郷に残すことに対する憂慮	留学の目的や理念を感じる、観光客のような熱心さ	内気、落ち着いて物事ができない状態、不安定、なじみのある活動を探す、やる気の喪失、アルコール消費の増加	落胆、混乱、ホームシック、衛生面での憂慮	新しい活動に対する興味や文化を甘受する	心の平静が保たれる
行事に対する態度や反応	期待、現時点の活動への興味の喪失（そわそわする感）	留学先の国に対する興味、留学先の国がもつ否定的なステレオタイプを避けたいと思う気持ち、クラスに対して熱心	環境に対してあたりさわりのない状態、懐疑的、フラストレーション、他人や自分自身の価値観に対して疑問を抱く、家族にはより負荷がかかる	現地との人びととの関わりを避ける、やる気の喪失、怪我や盗難に対する不安や恐怖、留学先の国に対するステレオタイプが気持ちに沸き起こってくる	より建設的な態度がとれる、適応	心の平静が保たれる
行事に対する身体的な反応	疲れ知らず、健康	胃腸不良、若干の睡眠不足	風邪、頭痛、多くの病気に罹患する人あり	体調不良	健康	

出所：University of Michigan, Ann Arbor International Center 「Orientation Student Packet-Cultural Passage for Students and Family “The U Curve”」をもとに筆者が作成

応、授業に参加できないといった問題などが顕在化することがあった。

さらに、アメリカに対して過度の期待と夢を持って母国から来た留学生にとっては、実際の生活が思うようなかたちで進まず、そのギャップに悩む学生も少なくなかった。あるいは母国ではエリートとして高い地位を獲得していた学生が、米国では思うようなコミュニケーションをとることができなくなり、それにより自尊心が喪失されてしまうケースもあった。

特に留学生に引率して在住している配偶者やその家族への支援は、大変重要なものとなった。留学生自身については、学校というコミュニティにある程度所属することで、社会との結びつきやソーシャルネットワークを築くことが可能である。しかしながらその家族については、大概是留学生に同伴して滞在しているもの

であり、本人の意思とは無関係に渡米している場合もある。したがって、留学生自身が大学で勉強しているあいだは、独りであるいは家族だけで時間を過ごすこともあり、社会的に孤立して生活している留学生の家族も多い。

さらに日常生活を送るなかで、言葉やアメリカでの生活習慣に適応しなくてはならない問題を抱え、それがストレスとして様々な障害を生むことがあった。特に子どもを同伴している場合は、子どもの教育や医療問題など複雑な課題を抱えることが多かった。中でも医療問題は深刻であり、アメリカにおける医療制度と医療保険制度の複雑さは経済的な問題にも発展するため、トラブルに巻き込まれたり、問題となることが非常に多かった。そこで、筆者は医療保険コーディネーターとして医療保険にかかわる病院と保険会社（アメリカの医療保険制度は民間

で行われている)、そして留学生の間を調整し、時にはクライアントに代わって保険会社や病院などに働きかける役割を担うことが主な役割の一つとなった。

子育てしている留学生の家族のなかには、車の運転ができないことで外出もままならないことがあった。車社会のアメリカで車のない生活を強いられることは、それだけで大きなストレスを生むことがあった。

筆者がセンターに所属していた当時、家の中で子育てをしながら孤立してしまっている留学生の家族に対して、ヨガや各国の料理教室といったレクリエーションなどの活動を通じてアウトリーチを行い、彼らと話す機会をつくってソーシャルワークを実践しているソーシャルワーク博士後期課程(ドクター)の日本人留学生がいた。日本人留学生の協力のもと、筆者もレクリエーションと一緒に参加し、そこで相談や生活に関する情報提供を行っていった。レクリエーションひとつ参加するにしても、英語で開催されるだけでは敬遠されることがあるので、このようなアウトリーチを行う際には、まず日本人留学生とともに英語以外の言語や母国語を話す通訳を募り、その通訳や英語以外の言語も話せるワーカーを筆者と一緒に連れて行くことを心がけた。

そして、医療保険制度についての説明会や相談会を設ける活動を、筆者が所属する国際センターに働きかけ、開催することが可能となった。先ほどの留学生の家族への支援を行っている日本人留学生と連携して、筆者は多言語を話すワーカーとともにレクリエーションを行っている会場に赴き、通訳やボランティアなどを活用して、一時保育なども行いながらアメリカにおける医療制度と保険制度に対する理解を深めてもらったり、相談に応じることもあった。

このようなアウトリーチによる働きかけがあったことにより、相談会を開催した翌年より医療保険コーディネーターの役割を担う人材の雇

用体制が国際センター内でも整い、コーディネーターを正規雇用することが決定された。また留学生支援の一環として、医療保険に関する相談の強化、説明会の開催を定期的に行う活動などが継続して行われるようになった。

日本での多文化共生の推進に向けた取り組み

1. 政府の取り組み

日本でも増加する外国籍住民に対応していくために、多文化共生に向けた社会の構築を目指し、外国人政策に具体的に取り組んでいくことが検討されてきている。2006年に策定された総務省の「多文化共生の推進に関する研究会報告書」では、地域における多文化共生の推進に向けた提言を行い、各地方自治体において必要な取り組み活動を具体的に示している(表2参照)。

総務省の「多文化共生の推進に関する研究会報告書」では、第一に地域における情報を多言

表2 総務省「多文化共生推進プログラムの検討内容」

多文化共生推進プログラムの検討内容	
1. コミュニケーション支援	①地域における情報の多言語化 ②日本語および日本社会に関する学習の支援
2. 生活支援	①居住
	②教育
	③労働環境
	④医療・保健・福祉
	⑤防災
	⑥その他
3. 多文化共生の地域づくり	①地域社会に対する意識啓発 ②外国人住民の自立と社会参画
4. 多文化共生施策の推進体制の整備	①地方自治体の体制整備
	②地域における各主体の役割分担と連携・協働
	③国の役割、企業の役割の明確化

出所：総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書」2006年

語化し、的確な情報提供を外国籍住民にも提供したり、日本語学習、あるいは日本についての学習支援を行っていく「コミュニケーション支援」が挙げられている。

第二に、「生活支援」が具体的な取り組み内容の課題として挙げられている。

「生活支援」の課題の一つ目として、住宅に関する情報提供や入居差別の解消等に向けた居住支援が検討すべき内容として含まれている。「生活支援」の二つ目の課題には、教育支援の充実であり、具体的には日本語学習支援や入学時における就学案内や制度の多言語化、外国籍住民の子どもたちへの進路指導や就職支援、不就学児への対応などを支援する取り組みが掲げられている。「生活支援」の課題の三つ目は、労働環境であり、外国籍住民に対する就業支援や労働環境の改善などを目指すことなどが必要な取り組み内容として掲げられている。「生活支援」の四つ目の課題は、医療・保健・福祉の充実である。ここでは医療機関などにおける多言語による情報提供や医療従事者、福祉関係者への研修などといった受け入れ側に対する取り組み内容も盛り込まれている。その一方で、保育や母子保健、障害者や高齢者への対応などの外国籍住民に対する直接的なサービス支援が示されている。「生活支援」の五つ目の課題として、外国籍住民に対する災害時での対応などの取り組みを行う防災支援である。「生活支援」の取り組みの最後にあたる「その他」の課題では、より専門性の高い相談体制の整備と人材育成に向けた取り組み内容が盛り込まれている。その中には、具体的に法律や医療といった各分野についてより専門性の高い相談業務を行う能力を有する人材の育成が指摘されており、そのために「多文化ソーシャルワーカー」を育成して、より専門性の高い相談業務を行う相談員として活用することが必要であると明文化されている。

第三の具体的な提言内容の一つとして、「多文化共生の地域づくり」が掲げられているが、

これは前述の内容にもあった「コミュニケーション支援」や「生活支援」を円滑に行っていくためには地域住民全体が多文化共生社会に対して理解を示していくことが極めて重要であることが掲げられている。そのためにも、地域社会に対する意識啓発や多文化共生の拠点づくりを目指すことが、取り組み内容として大切であると述べられている。また、外国人住民の自立と社会参画が必要であり、日本人住民側の意識啓発とともに外国籍住民にも地域の一員としての自覚をもち、地域に向けて積極的に参画するといった相互作用によって、よりよい多文化共生の地域づくりが図れるとされている。そのために、地域におけるキーパーソンやネットワークの推進を図る人材の育成、外国籍住民の意見を地域づくりの施策に反映させるシステムの導入などが取り組み内容として必要であるとされている。

最後の提言では、「多文化共生施策の推進体制の整備」が具体的な取り組み内容として述べられている。国や地方自治体だけの多文化共生施策の整備ではなく、今までにもNPOやNGO、国際交流協会やその他の民間団体などの多様な支援団体が多文化共生施策に取り組んできたことから、今後ともそのような多様な支援団体との連携や協働を行いながら、多文化共生の推進体制を整備していくことが大切であるとされている。また多文化共生の推進体制を築いていくなかで、行政や企業の役割などの明確化も必要であるとしている。今後の具体的な取り組み内容として、多文化共生を推進する部署の設置や人材の配置、指針や計画策定、各主体の役割分担の明確化と連携や協働のあり方を整理するとしている。

2. 地方自治体の取り組み

上記の政府による取り組みの一方で、地方自治体でも様々な取り組みや活動を行う動きが出てきている。本文では、愛知県などの活動事例を取り上げて、地方自治体での取り組みについ

で紹介することとする。

愛知県では近年、多文化共生社会に向けた多文化共生モデル事業を開始し、それに助成金をあてることを行っている。愛知県は、外国人登録者数の数が増加し2007年の時点で大阪府を抜き、東京都に次いで全国第2位を占めるようになった。これは、愛知県を含む東海地方における自動車産業や、関連企業で外国籍住民が積極的に雇用されていることが背景となっている。愛知県はその背景を受けて、2003年3月に外国人との共生を施策の中心とした「国際化推進プラン」を策定した。2004年には、さらに近隣の三重県や岐阜県、政令指定都市である名古屋市にも呼びかけを行い、「多文化共生推進協議会」を立ち上げ、同年の11月に愛知県と三重県、岐阜県、名古屋市による「多文化共生社会づくり推進共同宣言」を策定している。

さらに2006年総務省の報告書の策定を受けて、県の地域振興部国際課に「多文化共生推進室」を設置し、多文化共生社会づくり推進会議を立ち上げて多文化共生施策の体系化・計画的推進を求める報告書を発表している。多文化共生推進プランを検討する検討会議も設けられ、2008年3月には同会議で「多文化共生推進プラン」も策定されている。

愛知県が他の自治体に先駆けて実施している施策が「多文化共生センター」を県の国際交流協会内に設置したことである。センターには「多文化ソーシャルワーカー」と呼ばれる多様な問題や支援を必要とする外国籍住民への相談援助を行っている。また、多文化ソーシャルワーカーを育成するための養成事業として、県で予算枠を500万円程度設けていることである。「多文化ソーシャルワーク養成事業」のなかに、「多文化ソーシャルワーカー養成検討委員会」を設置し、養成講座のカリキュラム検討やソーシャルワーカーの活用方策などを検討することとしている。さらに毎年「多文化ソーシャルワーカー養成講座」を実施し、講座修了者については地域への配置や地方自治体や関係団体

への周知等を行っている。

愛知県の多文化共生センターによる多文化ソーシャルワーカー養成講座内容については表3の通りだが、大きく分けて基礎講座と演習、ワークショップやフィールドワークなどの枠組みによって構成されている。(表3)

基礎講座では、ソーシャルワークについての基本的な知識や技術、そしてソーシャルワークの価値や倫理について学ぶ。演習では、対人援助技法や面接技法などを行う。さらに外国籍住民支援に必要である制度や法制の運用やメンタルヘルス、外国籍住民の現状や生活課題などを講義や事例検討を通じて理解するプログラム内容が盛り込まれている。

講座時間はおよそ7日間で21講座行い、約42時間程度の講座時間である。修了した多文化ソーシャルワーカーは登録を行った上で、自治体や各団体との連携を図りながら外国籍住民の支援活動にあたっている。

同じく神奈川県でも、県の国際交流協会を中心としたソーシャルワーカー養成事業を行う計画を策定している。財団法人かながわ国際交流財団では、2008年3月に発表された中期計画の中で、2008年から4年間の間に多文化促進事業を展開し、具体的に多文化ソーシャルワーカー養成のためのカリキュラム編成や、多文化ソーシャルワーカーによる外国籍住民への生活支援を行っていくとしている。

愛知県と並んで製造業が主力産業である静岡県浜松市でも、多文化共生事業を包括的に実施し、効果的な事業を展開するという動きから、国際交流センターを浜松市多文化共生センターに改組し、市の国際交流協会との連携の強化を図っていくことを2008年度(平成20年度)の予算概要に盛り込んでいる。そのなかで、外国籍住民の定住化に即した多様な支援を積極的に図ることを目標としており、具体的な事業内容の一部として「多文化ソーシャルワーカー養成講座」を新規事業として展開している。ここでは、多文化ソーシャルワーカーが地域での課題

表 3 平成 20 年度 愛知県多文化共生センター 多文化ソーシャルワーカー養成講座 時間割

	1 時限 10:00~12:00	2 時限 13:00~15:00	3 時限 15:15~17:15
平成 20 年 11 月 5 日(水)	(9:45~ 開講式) 多文化共生の現状 講師: 甲村洋子 (愛知県地域振興部多文化共生 推進室主幹)	多文化ソーシャルワーク概論 講師: 石河久美子 (日本福祉大学社会福祉学部社会 福祉学科教授)	ソーシャルワークの価値・倫 理 講師: 石河久美子
11 月 12 日(水)	外国人の出入国管理と外国人 登録、法制度 講師: 田房義勝 (名古屋入国管理局渉外調整官)	社会保障・情報提供 講師: 北村広美 (多文化共生センター・ひょうご 代表)	活動状況共有ワークショップ 講師: 平成 19 年度多文化ソ ーシャルワーカー養成講座修 了生
11 月 19 日(水)	対人援助技法・面接技法 1 講師: 鶴田光子 (静岡英和学院大学人間社会学部 地域福祉学科教授)	対人援助技法・面接技法 2 講師: 鶴田光子	外国人労働者の現状と課題 講師: 井口泰 (関西学院大学経済学部教授)
11 月 26 日(水)	保健・医療に関する制度と運 用 講師: 水谷聖子 (外国人医療センター理事、日本 赤十字豊田看護大学看護学部看 護学科准教授)	ソーシャルワークのプロセス 1 講師: 石河久美子	ソーシャルワークのプロセス 2 講師: 石河久美子
12 月 3 日(水)	ドメスティック・バイオレン スおよび支援 講師: 青山美智恵 (愛知県女性相談センター主任専 門員兼主査)	フィールドワーク (IPAA 外国人入管手続研究会、FMC フィリピン人移住者セ ンター)	
12 月 10 日(水)	児童虐待及び子育て支援 講師: 板倉賛事 (愛知県中央児童・障害者相談セ ンター課長補佐)	子どもの教育 講師: 築樋博子 (豊橋市教育委員会外国人児童生 徒教育相談員)	事例検討 1 講師: 石河久美子 築樋博子
12 月 17 日(水)	外国人のメンタルヘルス 講師: 岡田和史 (金城学院大学人間科学部心理学 科教授)	事例検討 2 講師: 石河久美子 (財)愛知県国際交流協会多文化 ソーシャルワーカー	15:15~17:00 振り返り 講師: 石河久美子 (17:00~ 閉講式)

出所: 愛知県地域振興部国際課多文化共生推進室 HP より 2008 年

解決に当たる市民スタッフとして位置づけられている。育成のための研修内容には、地域の実態の把握や行政サービスの理解のほかに、ソーシャルワーク概論、カウンセリング、教育、医療保険制度および外国籍住民に特化した出入国管理法及び難民認定法といった法律などが含まれている。

国や地方自治体が多文化共生に向けた地域づくりを具体的に推進していくなかで、外国籍住民に向けた生活支援を具体的に行う人材として多文化ソーシャルワーカーの育成ニーズが急速

に高まっている。

3. 社会福祉士養成教育における多文化ソーシャルワーカー育成の取り組み

厚生労働省は、国民の福祉や介護へのニーズの多様化、高度化の中で、このようなニーズに的確に応じることのできる人材育成を目指し、将来的に質の高い人材を安定して提供できるよう 2007 年(平成 19 年)11 月に社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成 19 年法律第 125 号)を成立し、12 月に公布し

表4 社会福祉士養成課程にかかる新たな教育カリキュラム

科 目		大 学 等			一般養成施設	短期養成施設
		指定科目	基礎科目	備 考	時 間	時 間
人・社会・生活と福祉の理解に関する知識と方法 (180 h)	人体の構造と機能及び疾病	○	○	大学等においては3科目のうち1科目選択	30	
	心理学理論と心理的支援	○	○		30	
	社会学理論と社会システム	○	○		30	
	現代社会と福祉	○			60	60
総合的かつ包括的な相談援助の理念と方法に関する知識と技術 (180 h)	社会調査の基礎	○	○		30	
	相談援助の基盤と専門職	○	○		60	
地域福祉の基盤整備と開発に関する知識と技術 (120 h)	相談援助の理論と方法	○			120	120
	地域福祉の理論と方法	○			60	60
	福祉行財政と福祉計画	○	○		30	
サービスに対する知識 (300 h)	福祉サービスの組織と経営	○	○		30	
	社会保障	○	○		60	
	高齢者に対する支援と介護保険制度	○	○		60	
	障害者に対する支援と障害者自立支援制度	○	○		30	
	児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	○	○		30	
	低所得者に対する支援と生活保護制度	○	○		30	
	保健医療サービス	○	○		30	
	就労支援サービス	○	○	大学等においては3科目のうち1科目選択	15	
	権利擁護と成年後見制度	○	○		30	
更生保護制度	○	○	15			
実習・演習 (420 h)	相談援助演習	○			150	150
	相談援助実習指導	○			90	90
	相談援助実習	○			180	180
合 計		22 科目	16 科目		1,200	660

出所：厚生労働省「社会福祉士養成課程における教育内容の見直しについて」2008年

た。この法律改正に伴って、社会福祉士養成課程及び介護福祉士養成課程における教育カリキュラム等が見直されることになり、新しい教育カリキュラムは2009年（平成21年）4月より実施されることとなった。社会福祉士及び介護福祉士養成課程における教育内容等の見直しである新しい教育カリキュラムについては、表4の通りである。（表4）

このように、社会福祉士養成課程及び介護福祉士養成課程における新しい教育カリキュラム内容は、少子・高齢化社会への対応に即した教育内容を目指していることが分かる。これは、社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正の背景が少子・高齢化社会対応へのニーズの高まりや、介護保険制度の改正などが要因として考えられる。確かに高齢化対策問題は急務となっているが、社会福祉の専門職としての理念そのも

のは全人的な人びとへの支援を行うという点である。社団法人日本社会福祉士会の倫理綱領では、「われわれ社会福祉士は、すべての人が人間としての尊厳を有し、価値ある存在であり、平等であることを深く認識する。われわれは平和を擁護し、人権と社会正義の原理に則り、サービス利用者本位の質の高い福祉サービスの開発と提供に努めることによって、社会福祉の推進とサービス利用者の自己実現をめざす専門職であることを言明する。」としている（社団法人日本社会福祉士会、2005）。つまり、ソーシャルワーカーである社会福祉士は、いかなる対象の人びとへの働きかけを率先して行うことが求められる。そのためにも、あらゆる知識や技術を、時代のニーズに合わせて漸進的に推し進めていくことが大変重要となってくる。

ま と め

多文化ソーシャルワーカーの育成について、国・地方自治体などの行政や非営利団体であるNPOやNGO、ボランティア団体などがその重要性を内外に示しているにもかかわらず、大学での社会福祉士養成教育のなかで、多文化ソーシャルワークのアプローチの必要性が依然としてあまり認識されていない。多文化ソーシャルワーカーを養成できる学際的な知識と技術が集中している大学教育のなかで、それが実施されないのは大きな課題である。以前からも、社会福祉士がこれからの社会の多様性に迅速かつ適切に対応していくためにも、社会福祉士養成課程における学問の一環として、多文化的ソーシャルワークのアプローチの教育の重要性を推進していくことが大切であると強調してきている。なぜならば、福祉のサービスを受けるサービス利用者は、いまや「日本国民」に限らないということが現実にあるからである(寶田、2008)。

さらに、福祉サービス提供者にもグローバル化の波が押し寄せている。具体的な例としては、フィリピンやインドネシアからの介護福祉士の導入である。介護職従事者の不足が懸念されているなかで始まった制度であり、これに対して様々な意見はあるが、現実として介護、福祉の現場に多くの外国籍住民が従事することはすでに起こってきているのである。それに対して受け入れる側として、介護従事者への多文化的な理解を示していかないと、いずれはそれらの労働力も失うことになりかねない。そのためにも、同じ従事者同士での相互理解が図れるような教育・知識・技術の習得を今から対策として考えていく必要がある。

社会福祉士養成課程の教育内容については、厚生労働省の管轄下でおこなわれているが、一方で、総務省などは多文化共生社会の地域づくりの推進のための多文化ソーシャルワーカーの人材育成の必要性を強調している。さらに、2007

年の10月に国会内に設置された「少子高齢化・共生社会に関する調査会」のなかでも、多文化の視点を基礎として問題解決を行う多文化ソーシャルワーカーの育成が重要であり、そのためにも多文化ソーシャルワーカーの資格化に向けた就業先の確保と身分の安定化の必要性が議論された。多文化ソーシャルワーカーの養成については、国の省庁内での縦割りの施策のあり方が浮き彫りになっている様子が見えてくる。このような矛盾を少しでも解決に導いていくためにも、国の施策や行政制度のあり方を縦割りにするのではなく、横断的な政策を行っていくことも今後ますます大切である。

日本での多文化共生社会に向けた支援の取り組みにおいて、外国籍住民への直接的な支援を行うと同時に、日本の社会全体が様々な働きかけを行う必要がある。外国籍住民が抱える異文化での環境の障害から一つひとつ解放していくためには、外国籍住民が自らの「ルーツ」に誇りがもてるような自尊心の高まりは不可欠である。つまり母国の文化、母国の言葉に誇りを持ち、それを堂々と日本社会に提示していくエンパワメントが大事である。同時に、その文化を受け入れる日本社会の土壌も早急に構築していかななくてはならない。(寶田、2006)

外国籍住民が抱える問題や課題を、他者に相談することはなかなか容易なことではない。外国籍住民の在留資格や生活の安定・不安定など様々な要因が相談援助につながりにくいこともある。また相談の多くが単発的な生活支援で終わるケースも多く、継続的な援助体制を行うことが難しい現状もある。場合によっては、アウトリーチなどといったソーシャルワークを実践することで実際の支援を軸とし、そこからクライアントの見えない部分での生活問題に少しずつ触れていくことが求められる。そして、多文化ソーシャルワークのアプローチとして大切なことは、外国籍住民の文化的背景などを勘案した援助方法である。その文化的背景を理解するためにも、多文化ソーシャルワーカーは常に

異文化に対する繊細さと尊敬をもつ価値観が必要である。

次に、外国籍住民への支援として大事なことは、多様化への理解を深めるとともに、母国それぞれの言葉についてもある程度精通していることが望ましい。筆者自身のアメリカでの実践経験からその大切さを痛感した体験があった。同じ異文化体験をアメリカで経験できているという共感性はクライアントともつことができたものの、クライアントの言葉ができなかったために援助ができなかったケースがある。このことから、他の国の言葉を話す多文化ソーシャルワーカーの必要性が今後ますます高まると思われる。

今や日本は他の国と同様、様々な文化的背景や習慣などをもつ人びとが集まって暮らしている国である。日本の福祉政策も「内向き」にならず、より多くの、そして様々な人びとが平等にアクセスできる政策への転換が必要である。そのためにも、社会福祉士養成課程における教育は、常に人びとの福祉ニーズの多様性に対応できる人材の育成に今後も努力して働きかけ、教育内容を展開していくことが求められよう。

参考文献

- 石河久美子『異文化間ソーシャルワーカー多文化共生社会をめざす新しい社会福祉実践』川島書店 2003年
- 石河久美子「多文化ソーシャルワークの必要性とその役割」『多文化ソーシャルワーカーの受け皿と支援の方法～今あるギャップを埋めるに

は?』(財)豊田市国際交流協会 地域の国際化豊田セミナー講演記録 2006年

梶田孝道『外国人労働者と日本』日本放送出版協会 2003年

寶田玲子「多文化共生社会とは～マイノリティの視点から～」『多文化共生社会に向けた臨床心理学的支援の取り組みと課題～米国と日本の例』袴田俊一、三田英二、櫻井秀雄、西村 武、寶田玲子『福祉現場における臨床心理学の展開－医学モデルとライフモデルの統合をめざして』2006年

寶田玲子「社会福祉養成教育における多文化共生アプローチの概念と理解に向けた教育の重要性」『関西福祉科学大学紀要 第11号』2008年

宮島 喬、太田晴雄編『外国人の子どもと日本の教育－不就学問題と多文化共生の問題－』東京大学出版会 2007年

愛知県公式 HP「愛知県地域振興部国際課多文化共生推進室 事業内容について」2008年 <http://www2.aia.pref.aichi.jp/kyosei/j/>

厚生労働省『社会福祉士及び介護福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて』2008年

財団法人かながわ国際交流財団『財団法人かながわ国際交流財団中期計画』2008年

静岡県浜松市公式 HP「多文化共生センター管理運営事業について 平成20年度当初予算の主要事業」2008年 <http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/>

社団法人日本社会福祉士会「社団法人日本社会福祉士会の倫理綱領」2005年

総務省『多文化共生の推進に関する研究会報告書～地域における多文化共生の推進に向けて～』2006年

法務省入国管理局『平成19年末現在における外国人登録者統計について』2007年